

平成21年度

集中改革プラン の取組状況について

町では、行政改革の重点項目等の取組みを集中的に実施するため、平成19年3月に「南三陸町集中改革プラン」を策定しました。プランに掲げた実施項目数は77項目ありますが、これまでの3年間で全ての項目が「着手済み」となり、平成18年度から平成22年度までに約9億円の財源効果が創出される見込みです。



I 平成21年度までの取組み状況

完了：28項目
取組み中(※1)：46項目
一時休止(※2)：2項目
検討中(※3)：1項目

※1 具体的に検討または取組み中の項目
※2 取組みだものの、現在はその取組みを停止している項目(県との人事交流ほか)
※3 具体的な行動に至っていない項目(ゴミ処理費用有料化の検討)

II 平成21年度の推進6項目の取組み状況

①平成の森への指定管理者制度の導入

施設を柔軟かつ効率的に管理するため、平成22年4月から指定管理者が運営にあたっています。それとあわせ、林間広場の芝の張り替えや屋外トイレの水洗化等を実施しました。



②衛生センター運転業務の民間委託

「民間でできることは民間に」という考えのもと、平成23年度からの民間委託化に向けた検討を行いました。



③協働によるまちづくり基本指針の策定

参加と協働が活発なまちづくりの実現に向け、平成22年3月に基本指針を策定しました。

④情報化推進計画の策定

誰もが必要な情報を得られる地域社会の実現に向け、平成22年2月に計画を策定しました。

⑤行政評価システムの導入に向けた検討

町の事業への取組みの質と効果を向上させるため、平成22年度の試行に向けた検討を行いました。

III 平成22年度の取組み姿勢

全ての項目が「着手済み」になっているもの、今後においても全庁的に行政改革を推進していくという考え方自体に変わりはありません。「取組み中」、「検討中」と区分された項目については、その取組みスピードを更に加速していきます。

⑥民間委託等推進計画の策定

効果的かつ効率的な行政運営などを目的とし、行政サービスに対する町民の満足度の維持・向上と経費の削減を目指すため、平成22年1月に計画を策定しました。

平成24年度から本格導入する予定です。

※行政評価システムとは：行政が行っている施策や事務事業について、その必要性や成果、効率性などを数値等で客観的に把握・評価し、その結果を次の計画や予算に反映させる手法です。

キーワード 意見募集!

町民憲章を制定します

合併から5周年の節目を迎える今年、町ではこれを記念する事業のひとつとして町民憲章を制定します。

町民憲章は、町としての理念やまちづくりの方向性を明確にし、町民一人ひとりがまちづくりに主体的に関わっていくための行動目標などを示すもので、合併前の旧志津川町・旧歌津町でもそれぞれ制定されていました。

このたび、町民の皆さんにとって、より身近で親しみやすい憲章とするため、町民憲章にぜひ入れたい「キーワード」や「町民憲章に関する意見」を募集します。

応募されたキーワードと意見は、有識者で構成する「南三陸町町民憲章検討委員会」で、憲章案を作る際に活用させていただきます。

■募集内容

①町民憲章に入れて欲しい「言葉・キーワード」

例：海、自然、緑、住みたい町 など

②町民憲章に関する意見

■募集期間

6月1日(火)～6月30日(水)

■応募方法

役場、歌津総合支所、各公民館の窓口にて、応募用紙と回収箱が用意してありますので、そちらをご利用ください。また、応募用紙は町ホームページからダウンロードすることもできます。

※郵送、ファックス、Eメールにより提出いただいても結構です。

【参考】旧志津川町・旧歌津町の町民憲章

志津川町民憲章

- わたくしたち
- 志津川町民は
 - すべてのみなもと
 - 美しい自然を守ります
 - 進んで自分をみがき
 - すばらしい生きがいをもとめます
 - 心と体きたえ
 - 明るい家庭をつくります
 - 手をつなぎ助け合い
 - やすらぎの里をきずきます
 - すこやかに楽しく働きます
 - のびゆく町をめざします

歌津町民憲章

- 私たち歌津町民は
- 霊峰田東山と広大な太平洋に理想を求めうるおのいのある平和な町をつくるためこの憲章を定めます
 - 心身を鍛え礼儀を守り
 - 明るい町をつくります
 - 勤労を尊び生産に励み
 - 豊かな町をつくります
 - 教養を高め文化を築き
 - 住みよい町をつくります

問い合わせ
企画課行政改革推進係
46-1-371

応募先・問い合わせ
企画課まちづくり推進係 46-1-371